平成２９年（フ）第４７６号
大阪府富田林市西板持町２丁目１番19―204号
債務者　坂田　美江
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４８５号
堺市堺区西湊町３丁３番32号
債務者　池野美津江（旧姓大門）
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１４３号
盛岡市上田３丁目13番29号　イブキハウス盛岡105号、旧住所盛岡市上田３丁目12番15号コーポタカラヤ103号
債務者　千田美貴子
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２７号
新潟県上越市春日野２丁目５番20号　ハイツリュミエール201号
債務者　長崎　　誉
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第１７８４号
大阪市平野区加美東４丁目11番24―205号
債務者　徳山基永こと　洪　　基永
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７８５号
大阪市平野区加美東４丁目11番24―205号
債務者　徳山麻友子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０１２号
大阪府高槻市北大樋町15番１―318号、前住所大阪府高槻市登町５番24号
債務者　ソミンソンこと　ＳＥＭＩＮＳＵＮ（旧氏名池本ミンソン・徐頎仙）
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１１２号
大阪府門真市北岸和田１丁目３番４―201号
債務者　宮本　涼子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１１３号
大阪府門真市北岸和田１丁目３番４―201号
債務者　宮本　裕奈
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１３７号
大阪府大東市御領１丁目２番69号
債務者　沼元　雄一
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１７８号
大阪府吹田市高野台１丁目２番３―319号
債務者　小山　直子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２３０号
大阪市平野区加美東３丁目１番１―206号、前住所大阪府八尾市福万寺町３丁目14番地の25
債務者　牟田園彰良
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２３７号
大阪市東淀川区菅原６丁目１番８号　ジュネス石川　202号、前住所大阪市東淀川区菅原４丁目７番23―203号
債務者　柄本　明子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２４４号
大阪府吹田市垂水町１丁目17番15号（107）
債務者　安田錫勇こと　安　　錫勇
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３５９号
大阪府大東市中垣内５丁目２番21号　三柏ハイツ302号
債務者　三原　正義
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３６１号
大阪府高槻市寿町１丁目７番４号　第二万荘102号
債務者　下岡　卓夫
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３６２号
大阪市旭区大宮４丁目７番11号　さくらビル303号
債務者　朝本光夫こと　李　　光夫
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部